



平成 20 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 長瀬産業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 長瀬 洋  
(コード番号 8012 東証・大証第 1 部)  
問合せ先 執行役員 人事総務部本部長  
松木 健一  
(電 話 03-3665-3081)

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 6 月 26 日開催の当社第 93 期定時株主総会において承認可決されました「ストックオプションとし新株予約権を発行する件」に基づき、平成 20 年 7 月 30 日開催の取締役会において、当社取締役、執行役員、テクノロジーオフィサー及び幹部従業員並びに当社子会社の取締役及びこれに準ずる者に対して、新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。

記

(1) 新株予約権の名称

長瀬産業株式会社第 7 回新株予約権

(2) 新株予約権の割当日

平成 20 年 8 月 12 日

(3) 新株予約権の総数

421 個

上記総数は、割当予定数であり、割当予定数に対する申込の総数が上記の総数に達しない場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少した場合は、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、株式数は新株予約権の総数に 1,000 株を乗じた株式数とする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき 1 株当たりの金額（以下「行使価額」という。）に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

ただし、その金額が新株予約権を割り当てる日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、上記の行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法

第 194 条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求。）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換または行使の場合を除く。）、上記の行使価額は、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他上記の行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

#### (7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社就業規則による懲戒解雇および諭旨解雇ならびにこれに準じた事由に伴う退任 または 退職の場合、新株予約権を行使できないものとする。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の相続は認めない。
- ③ 新株予約権の質入れその他一切の処分は認めない。
- ④ 新株予約権者は権利行使する日の前日の当社株式普通取引の東京証券取引所における終値が上記（6）に定めた払込金額に 1.2 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げ）を上回っている場合に限り、当社に対し権利行使の申し込みを行うことができる。
- ⑤ その他の条件については、平成 20 年 6 月 26 日開催の当社第 93 回定時株主総会および平成 20 年 7 月 30 日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。なお、当社は新株予約権の付与に際し、新株予約権者に上記①～④の条件を強化した内容で「新株予約権付与契約」を締結することができる。

#### (8) 新株予約権の取得の条件

- ① 当社は、新株予約権者が上記（7）による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

#### (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (10) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

- ② 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

- ③ 新設分割

新設分割により設立する株式会社

- ④ 株式交換

株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社

- ⑤ 株式移転

株式移転により設立する株式会社

#### (11) 新株予約権の行使期間

平成 22 年 8 月 1 日から平成 25 年 7 月 31 日までとする。

(12) 新株予約権の募集対象者

当社取締役	9名	当社執行役員	14名	当社テクノロジーオフィサー	2名
当社幹部従業員	205名	当社子会社取締役及びこれに準ずる者	69名		
合計	299名				

(ご参考)

定時株主総会付議のための取締役会 平成20年5月27日

定時株主総会の決議日 平成20年6月26日

以上